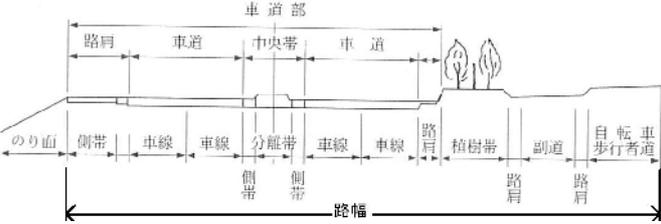
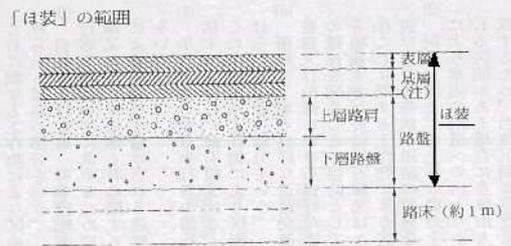


建設業における事業の種類について

H24年4月(H27年3月改訂) 高知労働局労働保険徴収室

事業の種類	事業の種類の説明
31 水力発電施設、ずい道等新設事業	<p>3101 水力発電施設新設事業</p> <p>3102 高えん堤新設事業 (高さ20m以上のえん堤) 基礎地盤から堤頂までの高さが20m以上のえん堤の建設行う事業は本分類 かさ上げ後20m以上になる場合は本分類 20m未満のえん堤は「37 その他の建設事業」</p> <p>3103 ずい道新設事業 シールド工法によるずい道新設事業は本分類 ずい道の内面巻替え又は外巻きの事業は本分類 内面巻立て後のずい道内での路面舗装、砂利散布の事業は「33 舗装工事業」 推進工法による管の埋設の事業、開さく工法(オープンカット)によるずい道新設の事業は「37 その他の建設事業」 既設ずい道内で漏水・亀裂へのセメント注入等の簡易な補修工事は「37 その他の建設事業」</p>
32 道路新設事業	<p>3201 道路の新設に関する事業及びこれに附帯して行われる事業 (3103)ずい道新設事業及び(35)建築事業を除く</p> <p>道路新設に伴う隧道新設は、隧道部分の施行経費見積額が1,000万円以上であつてかつ総請負金額の10%以上である時は、当該隧道部分を除外事業として「31 ずい道等新設事業」に分類する</p> <p>道路新設に伴う建築工事は、建築工事の施行経費見積額が500万円以上であつてかつ総請負金額の10%以上である時は、当該建築工事部分を除外事業として「35 建築事業」に分類する</p> <p>改修(改築)工事であっても路幅の拡張又は路線変更があれば本分類</p> <p>既存の道路に、路側帯、歩道、自転車道等を追加する改修工事も本分類</p> <p>道路新設工事に附帯する附属施設の工事であっても、別契約の場合には請負金額ごとに該当する事業に分類</p> <div style="text-align: right;">(参考図)</div>  <p>道路新設に伴う舗装工事で、同一契約の舗装工事は本分類</p> <p>道路新設に伴わないガードレール、カーブミラー、信号機、道路情報装置等の設置工事は「35 建築事業」</p> <p>道路新設に伴わない路面標識等の表示(路面表示)、センターポールのはめ込みは「37 その他の建設事業」</p>
33 舗装工事業	<p>3301 道路、広場、プラットフォーム等の舗装事業</p> <p>舗装とは、下層路盤から表層までの一連の作業工程の全部又は一部をいう。道路新設に伴う舗装工事で、別契約で発注されている舗装工事は本分類舗装の範囲は下図のとおり。</p>  <p>(注) アスファルトは装の場合のみ基層部分が含まれる。</p>

		<p>3302 砂利散布の事業</p> <p>3303 広場の展圧又は芝張りの事業 広場の造成等から一貫して行う場合は「37 その他の建設事業」</p>
34	鉄道又は軌道新設事業	<p>次に掲げる事業及びこれに附帯して行われる事業(建設工事中用機械以外の機械の組立て又はすえ付けの事業を除く)</p> <p>鉄道又は軌道の新設に伴う隧道新設は「31 ずい道等新設事業」、建築工事は「35 建築事業」建設工事中用機械以外の機械の組立て又はすえ付けを行う工事は「36 機械装置の組立て又はすえ付けの事業」に、それぞれ除外する。</p> <p>3401 開さく式地下鉄道の新設に関する建設事業</p> <p>3402 その他の鉄道又は軌道の新設に関する建設事業</p>
35	建築事業	<p>次に掲げる事業及びこれに附帯して行われる事業(建設工事中用機械以外の機械の組立て又はすえ付けの事業を除く)</p> <p>建設工事中用機械以外の機械の組立て又はすえ付けの事業は、「36 機械装置の組立て又は据付けの事業」として除外される。</p> <p>3501 鉄骨造り又は鉄骨鉄筋若しくは鉄筋コンクリート造りの家屋の建設事業 ((3103)ずい道新設事業の態様をもって行われるものを除く)</p> <p>3502 木造、れんが造り、石造り、ブロック造り等の家屋の建設事業 鉄骨・鉄筋・木造等構造に関わらず家屋の改修(リフォーム)工事で、屋根工事、外壁工事、躯体の改造を伴う工事の場合は本分類</p> <p>3503 橋りょう建設事業 一般橋りょう、道路又は鉄道の鉄骨鉄筋又は鉄筋コンクリート造りの高架橋、跨線道路橋、さん橋、モノレール等の新設、改修、復旧又は維持の事業は本分類 橋・橋脚・橋台に係る建設、修理、補強、塗装、その他改修工事は本分類</p> <p>3504 建築物の新設に伴う設備工事業((3507)建築物の新設に伴う電気の設備工事業及び(3715)さく井事業を除く) 建築物の新設に伴う電話、給水、給湯、衛生、排水、消火、暖房、冷房、換気、乾燥、温室度調整、その他の設備工事業及び土地に定着する工作物の塗装工事業は本分類 既設の建築物の設備工事は「38 既設建築物設備工事業」</p> <p>3507 建築物の新設に伴う電気の設備工事業 建築物の新設に伴う、電気設備、電気配線、ネオン装置、電灯照明等の設備工事業は本分類 既設の建築物の設備工事は「38 既設建築物設備工事業」</p> <p>3508 送電線路又は配電線路の建設の事業 埋設による送電線路又は配電線路の建設は「37 その他の建設事業」</p> <p>3505 工作物の解体、移動、取りはずし又は撤去の事業 工作物を破壊(その容体が原型をとどめず、かつ、これを構成する材料の全部若しくは大部分が、全く若しくは殆んど原形をとどめない程度の損壊をいう)して取り壊す場合には「37 その他の建設事業」</p> <p>3506 その他の建築事業 門、塀、柵、庭園、やぐら、鳥居、広告塔、タンク、煙突、信号機、ガードレール、カーブミラー、道路情報装置等の建設は本分類 野球場、競技場等の建設事業は本分類 地上に構築するプール・池等は本分類 地面を掘り下げて建設するプール・池等は「37 その他の建設事業」 落石覆い、落石防止柵、たい雪覆い、雪止め柵等の建設は本分類 通信線路又は鉄管の建設(埋設を除く)は本分類 電車軌道の送電架線の建設又は補修は本分類 太陽光発電設備装置の設置工事を行う事業は、その規模等にかかわらず本分類</p>

38	既設建築物設備工事業	<p>3801 既設建築物の内部において主として行われる次に掲げる事業及びこれに付帯して行われる事業(建設工事用機械以外の機械の組立て又はすえ付けの事業、(3802)既設建築物の内部において主として行われる電気の設備工事業及び(3715)さく井事業を除く)</p> <p>電話、給水、給湯、衛生、消化、暖房、冷房、換気、乾燥、温室度調整、その他の設備工事業及び工作物の塗装工事業は本分類</p> <p>建設工事用機械以外の機械の組立て又はすえ付けの事業は、「36 機械装置の組立て又は据付けの事業」として除外される</p> <p>主として外部において高所作業により既設建築物の設備工事を行う事業は「35 建築事業」</p> <p>建築物の新設に伴う内部設備工事又は内装工事は、たとえ分割発注であっても「35 建築事業」</p> <p>3802 既設建築物の内部において主として行われる電気の設備工事業</p> <p>建物の外部であっても、外壁に沿った屋側配線・電灯照明等の工事は本分類</p> <p>3803 既設建築物における建具の取り付け、床張りその他の内装工事業</p> <p>既設の建物内部で、建具の取付、床貼り、壁貼り、間仕切り、階段の改修工事は本分類</p> <p>いわゆるリフォーム(改修)工事で屋根工事、外壁工事、躯体の改造を伴う場合には「35 建築事業」</p>
36	機械装置の組立て又は据付けの事業	<p>次に掲げる事業及びこれに付帯して行われる事業</p> <p>建設工事において、当該建設工事に使用するための機械の組立て又はすえ付けを行う事業は、本分類ではなく当該建設工事に付帯する事業として取り扱う</p> <p>3601 各種機械装置の組立て又は据付けの事業</p> <p>エレベーター、エスカレーター、冷凍機、空気調節機、ボイラー、起重機、石油精製装置、パルプ製造装置等の組立て又はすえ付けを行う事業、及びこれに付帯して基礎台の建設を行う事業は本分類</p> <p>既設のボイラー設備に対するパイプの取替工事、各室へのパイプの取付・取替え等の設備工事は「38 既設建築物設備工事業」</p> <p>太陽光発電設備装置の設置工事を行う事業は「35 建築事業」</p> <p>3602 索道建設事業</p> <p>索道とは鉄道事業法施行規則第3章第47条に規定されているものを指し、大きくは普通索道(ロープウェイ、ゴンドラリフト)と特殊索道(リフト)に分類される</p>
37	その他の建設事業	<p>次に掲げる事業及びこれに付帯して行われる事業</p> <p>3701 えん堤の建設事業((3102)高えん堤新設事業を除く)</p> <p>基礎地盤から堤頂までの高さが20m未満のえん堤の建設、改修、復旧、又は維持を行う事業</p> <p>高さ20m以上のえん堤は「31 水力発電施設、ずい道等新設事業」</p> <p>3702 ずい道の改修、復旧若しくは維持の事業又は推進工法による管の埋設の事業((3103)内面巻替えの事業を除く)</p> <p>既設ずい道内で漏水・亀裂へのセメント注入等の簡易な補修工事は本分類</p> <p>ずい道内で土圧を保つと認められるコンクリート吹付による巻立ては「31 水力発電施設、ずい道等新設事業」</p> <p>3703 道路の改修、復旧又は維持の事業</p> <p>災害復旧工事で、既存の路線及び路幅に復旧するものは本分類</p> <p>改修工事、復旧工事等の名称でも路幅の拡張又は路線変更があれば「32 道路新設事業」</p> <p>同一請負契約で、「路幅拡張や路線変更」と「復旧や維持」等の工事を併せ行う場合には完成される工作物により判断するが、これにより難しい場合には主たる工事、作業内容による</p> <p>路面標識等の表示(路面表示)、センターポールのはめ込みは本分類</p> <p>信号機、ガードレール、カーブミラー、道路情報装置等の建設は「35 建築事業」</p>

- 3704 鉄道又は軌道の改修、復旧又は維持の事業
砂利の散布のみを行う事業は「3302 砂利散布の事業」
軌条の撤去のみを行う事業は「3505 工作物の解体、移動、取りはずし又は撤去の事業」
- 3705 河川又はその附属物の改修、復旧又は維持の事業
河川の新設、堤防・水制工等の建設・改修・復旧等は本分類
水門、樋門等の建設の事業は「3708 水門、樋門等の建設事業」
- 3706 運河若しくは水路又はこれらの附属物の建設事業
- 3707 貯水池、鉱毒沈澱池、プール等の建設事業
地表を掘り下げて建設する池・プール等は本分類
地上に構築する池・プール等は「35 建築事業」
- 3708 水門、樋門等の建設事業
- 3709 砂防設備(植林のみによるものを除く)の建設事業
えん堤による砂防設備の建設、植林のみによる砂防設備の建設は、本分類ではなくそれぞれ該当する分類
- 3710 海岸又は港湾における防波堤、岸壁、船だまり場等の建設事業
さん橋の建設は「35 建築事業」
ケーソン製作工事は本分類
- 3711 湖沼、河川又は海面の浚渫、干拓又は埋立ての事業
- 3712 開墾、耕地整理又は敷地若しくは広場の造成の事業(一貫して行う(3719)造園の事業を含む)
造成を伴わない広場の展圧・芝貼り・砂利散布のみを行う事業は「33 舗装工事業」
- 3719 造園の事業
墓地、公園、ゴルフ場等の敷地又は広場の造園は本分類
いわゆる庭園の建設事業は「35 建築事業」
- 3713 地下に構築する各種タンクの建設事業
地表を掘り下げて埋設される各種タンクの建設は本分類
地上に構築する各種タンクは「35 建築事業」
- 3714 鉄管、コンクリート管、ケーブル、鋼材等の埋設の事業
地面を掘って埋設する場合は本分類
推進工法による管の埋設の事業は本部類
埋設でない鉄管等の敷設は「35 建築事業」
- 3715 さく井事業
- 3716 工作物の破壊事業
沈没船の解体工事は本分類
破壊の概念(その容体が原型をとどめず、かつ、これを構成する材料の全部若しくは大部分が、全く若しくは殆んど原形をとどめない程度の損壊をいう)に入らない工作物の解体、移動、取りはずし又は撤去は「35 建築事業」
- 3717 沈没物の引揚げ事業
潜水による海底測量・調査の事業は本分類
- 3718 その他の各種建設事業
よう壁の建設は本分類
道路、建築物等の除雪は本分類

